

■豊島区在住で、下記のいずれかの要件に該当する方は、使用料が免除または減額されます。

対象	該当事由	必要書類	有効期限
高齢者	65歳以上の方	保険証・免許証 等	3年間
障害者	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	該当事由の手帳	3年間※ただし、手帳に期限がある場合は手帳と同日
公害健康被害者 大気汚染健康被害者	公害医療手帳または大気汚染障害者に対する医療券をお持ちの方	該当事由の手帳または医療券	手帳・医療券と同日
ひとり親家庭	医療費受給者 当区ひとり親家庭等の医療費助成制度に基づく医療証をお持ちの方	該当事由の医療証	手帳・医療券と同日
	生活保護受給世帯 生活保護を受給されている方のうち、18歳未満のお子様がいるひとり親家庭の方。	該当事由の受給証明書	1年間
児童	小・中学生および高校生相当(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	子青医療券ほか住所、年齢が確認できる公的書類	18歳の年度末(3月31日)まで

※申請は、区立体育施設、または豊島区文化商工部学習・スポーツ課で行えます。

